

契 約 書

(訪問リハビリテーション)

利用者：様

事業者：医療法人社団 純正会 東大泉病院

訪問リハビリテーション契約書

第1条（契約の目的）

医療法人社団 純正会 東大泉病院（以下『事業者』という）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り自宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、訪問リハビリテーションを提供すること。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、20 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとする。

契約期間満了日までに、利用者より事業者に対して契約の終了の申出がない場合は、この契約を更新する意向を確認することとする。

第3条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとする。

- ① 利用者から契約終了の意思表示があった場合。
- ② 利用者に、訪問リハビリテーションを受けることができない事由が発生した場合。
- ③ 事業者のやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了する。
- ④ 次の理由に該当した場合は、利用者は文書で通知することなく、直ちにこの契約を解約できる。
 1. 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 2. 事業者が守秘義務に反した場合
 3. 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ⑤ 次の理由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。
 1. 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 2. 利用者が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ⑥ 次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了とする。
 1. 利用者が介護保険施設に入所した場合
 2. 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 3. 利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合

第4条（訪問リハビリテーション計画）

事業者は、利用者の日常生活全般及び身体の状態を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「訪問リハビリテーション計画」を作成する。事業者はこの「訪問サービス計画」の内容を利用者および家族に説明する。

第5条（サービス内容）

訪問リハビリテーションの提供にあたっては、ケアプランに従い下記の内容の訓練を実施する。サービス提供の実施者は、理学療法士・作業療法士または言語聴覚士の資格を有する者です。

- ① 日常生活動作訓練
- ② 起立・歩行訓練
- ③ 筋力強化訓練
- ④ 関節可動域訓練
- ⑤ 介護方法の相談・指導
- ⑥ その他医師の指示事項（リハビリテーションに関する事項に限る）

第6条（利用料金）

- （1）指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（別紙）とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- （2）次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - ①通常の事業実施地域を越えた地点から、1kmにつき20円とする。
- （3）前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条（苦情対応）

提供されたサービスに対し、苦情・相談等がある場合は事業者・介護支援専門員・市町村または国民健康保険団体連合会に対して申し出ることができる。

苦情・相談を申し出たことより、一切の不利益な処遇はしない。

＜事業者の苦情または相談窓口＞

東京都 練馬区 東大泉 7-36-10

医療法人社団 純正会 東大泉病院

責任者：事務長（電話 03-3924-5820）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～16：00

第8条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にあたって事業者自らの責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、利用者に対してその損害を賠償する。

また、利用者自らの責めに帰すべき事由により、事業者が損害を被った場合には、利用者は、事業者に対してその損害を賠償する。

第9条（個人情報保護）

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその関係者に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはしない。

事業者は、あらかじめ書面により利用者の同意を得た場合には、一定の条件の下で第三者に対して情報を提供することができる。

第10条（特別事項）

介護予防訪問リハビリテーションを提供する場合はこの契約書中の訪問リハビリテーションの文言を介護予防訪問リハビリテーションと読み替えることとする。

この契約書及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法等の関連法令の主旨を尊重して、利用者と事業者の協議により決定する。

上記のとおり、訪問リハビリテーションサービスの提供に関する契約を締結する。

20 年 月 日

(利用者) 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電 話 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____
氏 名 _____ (続柄) (印)
電 話 _____

(事業者) 東京都練馬区東大泉 7-36-10
 医療法人社団 純正会 東大泉病院
 理事長 作田 美緒子